

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【四半期会計期間】	第68期第2四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）
【会社名】	富士機械製造株式会社
【英訳名】	FUJI MACHINE MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 曾我 信之
【本店の所在の場所】	愛知県知立市山町茶碓山19番地
【電話番号】	(0566)81-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部部长 巽 光司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目4番15号
【電話番号】	(03)5460-0241（代表）
【事務連絡者氏名】	東京支店支店長 淵上 孝広
【縦覧に供する場所】	富士機械製造株式会社東京支店 （東京都港区港南二丁目4番15号） 富士機械製造株式会社大阪支店 （大阪府吹田市江坂町一丁目17番26号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

（注） 上記の大阪支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第67期 第2四半期 連結累計期間	第68期 第2四半期 連結累計期間	第67期
会計期間		自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高	(百万円)	40,584	36,568	64,349
経常利益	(百万円)	4,440	3,363	4,406
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,921	2,348	2,698
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	968	5,778	6,333
純資産額	(百万円)	111,010	120,492	115,738
総資産額	(百万円)	129,861	136,832	131,089
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	29.88	24.02	27.60
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	85.3	88.1	87.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,857	12,824	7,330
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,197	3,146	7,371
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,011	1,959	4,116
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	51,984	56,182	47,877

回次		第67期 第2四半期 連結会計期間	第68期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	10.84	8.38

(注) 1. 売上高は消費税等を含んでおりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 平成25年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。そのため、1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行なわれたと仮定して算定しております。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、特に記載すべき事項はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、各種政策の効果により、景気は緩やかな回復基調を辿りました。海外経済は、中国の成長が鈍化する等一部に緩慢な動きも見られましたが、米国は堅調を維持し、欧州の景況感も改善に向かったことから、全体としては徐々に持ち直してまいりました。

このような環境のなかで、当グループは、スピード経営を推進し、市場ニーズに対応した競争力の高い製品開発に取り組むとともに、次世代製品や革新的製品の迅速な開発を進めてまいりました。また、国内外の販売・サービス網の継続的な強化とソリューション営業の推進により、顧客満足度の向上と拡販に努めてまいりました。さらに、世界最適地調達の推進等サプライチェーンの強化によるQCDの追求、生産改革によるリードタイムの削減、ならびにグループ会社間の連携を強化することで、収益性の向上を目指してまいりましたが、電子部品組立機事業、工作機械事業ともに顧客の設備投資回復の動きは鈍く、厳しい状況で推移いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は36,568百万円となり、前第2四半期連結累計期間に比べて4,015百万円(9.9%)減少いたしました。また、営業利益は2,975百万円(前年同四半期比33.4%減)、経常利益は3,363百万円(前年同四半期比24.3%減)、四半期純利益は2,348百万円(前年同四半期比19.6%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 電子部品組立機

電子部品組立機事業におきましては、電子機器関連の大手セットメーカー、大手EMS(電子機器受託生産企業)等による設備投資の回復を見込んでおりましたが、市場を牽引するスマートフォン関連の顧客におきましても投資に対する慎重な姿勢が見られました。この結果、売上高は31,906百万円となり、前第2四半期連結累計期間と比べて2,686百万円(7.8%)減少し、営業利益は4,498百万円(前年同四半期比19.3%減)となりました。

#### 工作機械

工作機械事業におきましては、主に北米市場で需要が伸びず、第2四半期には回復基調となったものの、総じて厳しい状況で推移しました。この結果、売上高は4,414百万円となり、前第2四半期連結累計期間と比べて1,212百万円(21.5%)減少いたしました。また、営業損益は149百万円の損失(前年同四半期:営業利益762百万円)となりました。

#### その他

その他の事業であります制御機器製造、電子基板受託生産、ソフトウェア開発等につきましては、売上高は248百万円となり、前第2四半期連結累計期間と比べて117百万円(32.1%)減少し、営業損益は95百万円の損失(前年同四半期:営業損失92百万円)となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は56,182百万円となり、当第2四半期連結累計期間において8,304百万円増加いたしました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は12,824百万円(前年同四半期は6,857百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益やたな卸資産の減少等によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は3,146百万円(前年同四半期は3,197百万円の支出)となりました。これは主に有形固定資産取得による支出等によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は1,959百万円(前年同四半期は2,011百万円の支出)となりました。これは主に社債の償還によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当グループが対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性と企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

もとより当社は、大量の株式買付行為であっても、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大量の株式買付行為の提案に応じるか否かの判断は、当該株式会社の株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大量の株式買付行為の中には、その目的から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件・方法等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に反するものも少なくありません。

当社は、このような大量の株式買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量の株式買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

(イ) 企業価値向上への取組み

当グループは、「我々は需要家の信頼に応え、たゆまぬ研究開発に努め、最高の技術を提供する」との社訓をもとに、経営の基本理念を掲げ、株主、顧客、取引先及び社員にとって、より高い企業価値の創造に努めております。当グループの基本理念は下記のとおりです。

職務遂行の全ての場面において、法令・社会規範・定款・社内規則を遵守します。

たゆまぬ技術開発と品質向上で、より便利で快適な社会づくりに貢献する商品・サービスを提供します。

個人を尊重し、強いチームワークを育む明るい職場をつくります。

グローバルで革新的な経営により、未来への新たな事業フィールドを拓きます。

地球環境の保護が人類共通のテーマと認識し環境に配慮した企業活動を行います。

当グループは、1959年の創業以来、「電子部品組立機」「工作機械」等の産業用機械装置メーカーとして、世界の携帯電話・PC等のデジタル機器メーカーならびに自動車メーカー等に最高の技術とサービスを提供してまいりました。近年、技術革新の進展に伴う顧客要求の多様化や市場のグローバル化、更には価格競争の激化や設備投資需要の変動等、事業環境が厳しさを増すなかで、当グループは、市場競争を勝ち抜くためのコストの低減、営業・サービス体制の強化、開発・製造プロセスの改革を推進し、顧客ニーズに対応したリーディングエッジ製品の継続的な市場投入により競合他社との差別化を図り、収益性の向上及び安定化に向けた事業構造改革に取り組んでまいりました。

当グループは、中長期経営戦略として、事業環境や市場要求の変化に迅速かつ柔軟に対応し、信頼される確かな技術・品質に基づいた高付加価値製品を顧客に継続的に供給するため、更なる製品競争力の向上に取り組み、収益性の向上及び安定化を目指してまいります。具体的な重点施策は下記のとおりです。

研究開発力の強化

コスト競争力の強化

マーケティング・販売力の強化

人材の育成と活用

コーポレート・ガバナンスの強化

以上の戦略を中期的な施策として掲げ、社会環境や安全性に十分配慮し、当グループ一丸となって実行していくことが当社の企業業績の向上、また当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上につながり、基本方針に資するものと考えております。

**(ロ) コーポレート・ガバナンスの取組み**

当グループは、株主、顧客、取引先及び社員にとってより高い企業価値の創造に努めることを最重要課題と認識し、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制と公正かつ透明性のある経営システムの構築・充実ならびにリスク・コンプライアンス体制の強化を図ることに努めております。

その実現のために、経営の意思決定機能と業務の執行機能を分離し、経営のスピード化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を行うとともに業務の執行責任を持たせ、定例及び臨時経営業務執行会議にて業務執行の報告及び方針の決定を行っております。また、当社は、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立することを目的として、取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする旨を定款に定めております。加えて、一層の経営の透明性の確保と、取締役会による経営監督機能の強化を図るため、独立性の高い社外取締役を選任しております。

更に、コンプライアンスの全社的な統括推進組織として、当社を取り巻くリスクを適切に管理するため代表取締役社長を最高責任者とした「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、各部門におけるリスク管理体制の整備を支援しております。また、全社的な視点から、「リスク管理基本規程」を定め、各部門において経営活動の遂行を阻害するリスクを組織的・体系的に整理したうえで、その発生の予防と発生時の損害を最小限にするよう努めております。更に、品質、環境、安全衛生に係るリスクに関しては個別に委員会を設置し、各部門と連携してリスクの予防、回避、管理の各対策を講じております。また、財務報告に係わる内部統制の構築、整備、運用、評価を統括することを目的に、代表取締役社長を最高責任者とする「内部統制会議」を設置し、システムの整備状況を監督するとともに、継続的に改善を行い、企業価値の向上を図っております。上記に加えて、代表取締役社長直轄の監査部を設置し、各部門の業務の執行状況が法令、定款及び社内諸規程に基づき適正かつ合理的に実施されていることを監査し、その結果を代表取締役社長に報告する体制をとっております。また、子会社を含めた経営業務執行会議を定期的開催し、当社の取締役会において子会社の経営状況の報告を受け、子会社の経営及び業務が適正に行われていることを確認していることに加え、監査部が、子会社の業務の執行が適正に行われ、子会社を含めたコンプライアンス体制及びリスク管理体制が適正に運営されていることを監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年6月27日開催の当社第62期定時株主総会において当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、平成23年5月12日開催の取締役会において、本対応方針の継続を決議し、同年6月29日開催の第65期定時株主総会において、株主の皆様よりご承認をいただき、内容の一部を変更し、更新しております。

当社株式等の大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）は、上記に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させる目的を持って継続されるものです。

当社取締役会は、大量の当社株式の買付行為が行われる場合に、当該買付行為が不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要であるとの結論に至りました。

その概要は以下のとおりです。

**(イ) 本対応方針に係る手続きの設定**

本対応方針は、(a)当社が発行者である株券等の保有者ならびに(b)当社が発行者である株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為等、又は結果として議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為等（以下「大規模買付行為等」といいます。）を行い、又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、当社株式等の大規模買付行為等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらす場合等、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められるときに当社取締役会として対抗措置を行っていくための手続きを定めております。

**(ロ) 新株予約権無償割当てによる対抗措置**

当社が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うものといたします。

(八) 独立委員会の設置

大規模買付ルールを遵守して一連の手続が進行されたか否か、及び大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させるために必要かつ相当と考えられる対抗措置を講じるか否かにつきましては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものいたします。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役又は社外有識者（弁護士、税理士若しくは公認会計士等の専門家、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、又は、取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等のいずれかに該当する者をいいます。）の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されるものいたします。

(二) 本対応方針の有効期間、継続及び変更について

本対応方針の有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとし、当社取締役会はその旨を速やかに公表いたします。

(ホ) 株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針継続時には、対抗措置の発動は行われません。従って、本対応方針がその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当ての決議を行った場合は、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合であっても、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、又は、無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

上記 ・ の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、本対応方針が、以下の理由により、上記の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(イ) 基本方針の実現に資する取組み（上記 ）は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであること。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 ）について、当該取組みが基本方針に沿うものであること。また、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

(ハ) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること。

(ニ) 株主意思を重視するものであること。

(ホ) 独立性の高い社外者の判断を重視していること。

(ヘ) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること。

(ト) 外部専門家の意見を取得すること。

(チ) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、3,638百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	390,000,000
計	390,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	97,823,748	97,823,748	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数 100株
計	97,823,748	97,823,748		

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日		97,823		5,878		5,413

(6)【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
大同生命保険株式会社 常任代理人日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,684	6.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,103	6.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,166	5.28
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	4,880	4.99
富士取引先持株会	愛知県知立市山町茶碓山19番地	2,574	2.63
有限会社サカガミ	名古屋市中区富士見町5番24号	2,400	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,175	2.22
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オム ニバス アカウント 常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部	東京都中央区月島4丁目16番13号	1,836	1.88
株式会社名古屋銀行	名古屋市中区錦3丁目19番17号	1,554	1.59
三菱UFJ信託銀行株式会社 常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,483	1.52
計		34,858	35.63

(注) 1. 千株未満の端数は切り捨てて表示しております。

2. 平成25年2月5日付でブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーから大量保有報告書が関東財務局長に提出されており、平成25年1月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	株式保有割合 (%)
ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー	アメリカ合衆国、カリフォルニア州 92191、サンディエゴ、エル・カミノ・レ アール11988、500号室	4,917	5.03
計		4,917	5.03

3. 平成25年8月7日付でキャピタル・インターナショナル・リミテッド及びその共同保有者3社から大量保有報告書が関東財務局長に提出されており、平成25年7月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	株式保有割合 (%)
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	英国SW1X 7GG、ロンドン、グロスヴェノー・プレイス40	1,689	1.73
キャピタル・インターナショナル・インク	アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロスアンジェルス、サンタ・モニカ通り11100、15階	1,214	1.24
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル	スイス国、ジュネーヴ1201、プラス・デ・ベルグ3	183	0.19
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル14階	1,917	1.96
計		5,003	5.11

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 64,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 97,691,200	976,912	
単元未満株式	普通株式 68,548		
発行済株式総数	97,823,748		
総株主の議決権		976,912	

(注) 単元未満株式の普通株式には、当社所有の自己株式68株を含めております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
富士機械製造株式会社	愛知県知立市山町茶碓山19番地	64,000		64,000	0.07
計		64,000		64,000	0.07

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）及び第2四半期連結累計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	44,433	51,454
受取手形及び売掛金	14,334	12,558
有価証券	4,000	5,000
商品及び製品	4,879	4,437
仕掛品	13,917	12,452
原材料及び貯蔵品	7,350	5,998
その他のたな卸資産	22	12
その他	5,393	3,798
貸倒引当金	239	48
流動資産合計	94,091	95,664
固定資産		
有形固定資産	17,574	17,882
無形固定資産	5,692	5,790
投資その他の資産		
投資有価証券	13,152	16,915
その他	579	579
投資その他の資産合計	13,731	17,494
固定資産合計	36,998	41,168
資産合計	131,089	136,832
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,554	2,451
1年内償還予定の社債	2,924	1,755
未払法人税等	16	1,268
製品保証引当金	767	744
その他	4,488	4,764
流動負債合計	10,750	10,983
固定負債		
社債	1,200	900
退職給付引当金	3,175	3,184
その他	225	1,272
固定負債合計	4,600	5,357
負債合計	15,351	16,340

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,878	5,878
資本剰余金	5,413	5,413
利益剰余金	101,912	103,771
自己株式	48	49
株主資本合計	113,156	115,015
その他の包括利益累計額		
其他有価証券評価差額金	2,876	5,307
為替換算調整勘定	807	169
その他の包括利益累計額合計	2,069	5,476
少数株主持分	513	-
純資産合計	115,738	120,492
負債純資産合計	131,089	136,832

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
 【四半期連結損益計算書】  
 【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
売上高	40,584	36,568
売上原価	25,828	23,218
売上総利益	14,756	13,350
販売費及び一般管理費	10,290	10,375
営業利益	4,466	2,975
営業外収益		
受取利息	44	52
受取配当金	113	127
受取保険金	0	122
為替差益	-	75
雑収入	50	76
営業外収益合計	209	454
営業外費用		
支払利息	38	22
支払手数料	17	43
為替差損	158	-
雑支出	20	0
営業外費用合計	235	66
経常利益	4,440	3,363
特別利益		
固定資産処分益	12	28
負ののれん発生益	-	19
特別利益合計	12	47
特別損失		
固定資産処分損	125	30
投資有価証券売却損	47	-
投資有価証券評価損	122	-
特別損失合計	296	30
税金等調整前四半期純利益	4,157	3,379
法人税、住民税及び事業税	1,008	1,324
法人税等調整額	233	283
法人税等合計	1,242	1,040
少数株主損益調整前四半期純利益	2,915	2,339
少数株主損失( )	6	8
四半期純利益	2,921	2,348

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,915	2,339
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,086	2,431
為替換算調整勘定	860	1,007
その他の包括利益合計	1,946	3,438
四半期包括利益	968	5,778
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	985	5,755
少数株主に係る四半期包括利益	16	22

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	4,157	3,379
減価償却費	1,684	2,329
退職給付引当金の増減額(は減少)	178	9
受取利息及び受取配当金	158	179
支払利息	38	22
固定資産処分損益(は益)	112	2
投資有価証券売却損益(は益)	47	-
投資有価証券評価損益(は益)	122	-
売上債権の増減額(は増加)	1,632	1,866
たな卸資産の増減額(は増加)	2,185	3,488
仕入債務の増減額(は減少)	1,515	242
未収消費税等の増減額(は増加)	47	879
その他	223	65
小計	8,310	11,491
利息及び配当金の受取額	158	179
利息の支払額	42	24
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1,568	1,178
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,857	12,824
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形及び無形固定資産の取得による支出	3,319	3,169
有形及び無形固定資産の売却による収入	19	102
投資有価証券の売却による収入	332	-
定期預金の預入による支出	57	47
定期預金の払戻による収入	48	331
子会社出資金の取得による支出	-	351
その他	220	13
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,197	3,146
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
社債の償還による支出	1,469	1,469
配当金の支払額	733	489
少数株主からの払込みによる収入	192	-
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,011	1,959
現金及び現金同等物に係る換算差額	530	586
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,119	8,304
現金及び現金同等物の期首残高	50,865	47,877
現金及び現金同等物の四半期末残高	51,984	56,182

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
従業員給料手当	2,046百万円	2,039百万円
研究開発費	4,335	3,638
製品保証引当金繰入額	474	314

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	42,164百万円	51,454百万円
有価証券勘定(譲渡性預金)	10,500	5,000
預入期間が3か月を超える定期預金	680	272
現金及び現金同等物	51,984	56,182

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	733	利益剰余金	15.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
 末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月8日 取締役会	普通株式	855	利益剰余金	17.50	平成24年9月30日	平成24年12月10日

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	488	利益剰余金	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
 末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月7日 取締役会	普通株式	977	利益剰余金	10.00	平成25年9月30日	平成25年12月10日

(注) 1株当たり配当額10円00銭には、東京証券取引所市場第一部上場記念配当4円00銭が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)
	電子部品組立機 (百万円)	工作機械 (百万円)	計 (百万円)		
売上高					
外部顧客への売上高	34,592	5,627	40,219	365	40,584
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0		0	509	509
計	34,592	5,627	40,219	874	41,094
セグメント利益又は損失( )	5,570	762	6,333	92	6,240

(注) その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、制御機器製造、電子基板受託生産及びソフトウェア開発等を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

利益	金額(百万円)
報告セグメント計	6,333
その他の区分の損失( )	92
セグメント間取引消去	13
全社費用	1,787
四半期連結損益計算書の営業利益	4,466

(注) 全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術研究費であります。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)
	電子部品組立機 (百万円)	工作機械 (百万円)	計 (百万円)		
売上高					
外部顧客への売上高	31,906	4,414	36,320	248	36,568
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0		0	1	1
計	31,906	4,414	36,320	250	36,570
セグメント利益又は損失( )	4,498	149	4,348	95	4,253

(注) その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、制御機器製造、電子基板受託生産及びソフトウェア開発等を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

利益	金額(百万円)
報告セグメント計	4,348
その他の区分の損失( )	95
セグメント間取引消去	0
全社費用	1,278
四半期連結損益計算書の営業利益	2,975

(注) 全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術研究費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	29.88円	24.02円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,921	2,348
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,921	2,348
普通株式の期中平均株式数(株)	97,761,169	97,759,990

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 平成25年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。そのため、1株当たり四半期純利益金額につきましては、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行なわれたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年11月7日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 977百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 10円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年12月10日

(注)1. 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

2. 1株当たりの金額10円00銭には、東京証券取引所市場第一部上場記念配当4円00銭が含まれておりません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月6日

富士機械製造株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 川 勝

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 英 喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士機械製造株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士機械製造株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。